

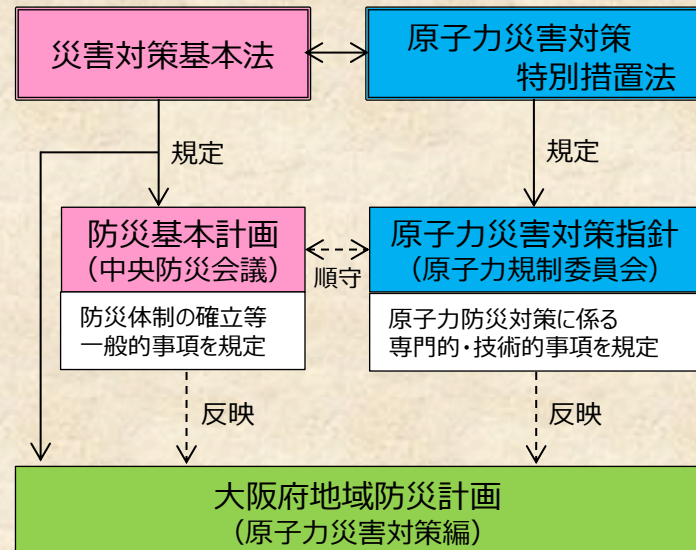
大阪府地域防災計画（原子力災害対策編）の修正概要＜平成29年度＞

現行計画（平成26年3月）

「大阪府地域防災計画（原子力災害対策編）」は、災害対策基本法第40条の規定により、国の「防災基本計画」及び原子力規制委員会の「原子力災害対策指針」の内容に基づき作成するものとされている。

本編は、原子力災害の特殊性に鑑み、「大阪府地域防災計画」の特別編として構成するものであり、自然災害を中心とする基本対策編では定めていない、府内に立地する原子力施設に関する防災対策など、原子力災害特有の事項を定めている。

本計画の位置づけ



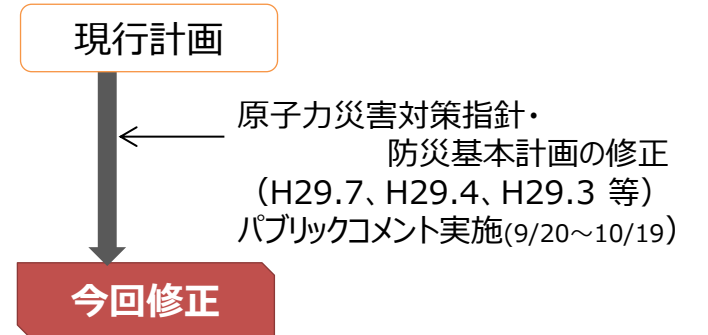
府内の原子力施設

事業所名	所在地	施設の種類
京都大学 原子炉実験所（2基）	泉南郡 熊取町	試験研究炉
原子燃料工業(株) 熊取事業所		核燃料加工施設
近畿大学 原子力研究所	東大阪市	試験研究炉

修正の趣旨

- これまでの原子力災害対策指針では、実用炉（原発）の防災対策の方針については具体的に規定されていたが、試験研究炉等については未検討事項が多かった。
- 府は実用炉の防災対策の方針に準じて、緊急時モニタリング計画（暫定版）を定め、府内に立地する試験研究炉等の防災対策を実施してきた。

○今回の原子力災害対策指針の改正（平成29年3月、7月）により、**試験研究炉等の防災対策の方針が具体化したことから、その内容とともに、これまで実施してきた防災対策も含め、地域防災計画に位置付けることとした。**



主な修正内容

I 国の「原子力災害対策指針」等の修正を踏まえた修正

○原子力災害対策重点区域※¹の範囲の変更

事業所名		現行	変更後	(備考) 熱出力
京都大学 原子炉実験所	ケイユーアール KUR	500m※ ²	500m	5,000kW
	ケイユーシーエー KUCA	50m	なし	100W
原子燃料工業（株） 熊取事業所		500m	500m	-
近畿大学原子力研究所		50m	なし	1W

<変更理由>

原子力災害対策指針の改正により、2,000kW以下の熱出力の試験研究炉については、原子力災害対策重点区域の設定を要しないとされたため。

※1 原子力施設の事故時に影響が及ぶと想定されるため、防災対策を重点的に実施する区域のこと。原子力施設の種類や規模によって範囲が異なる。

※2 原子力施設から半径500mの範囲を指す。

※3 原子力施設の状況等に応じた事態の深刻度を表す区分。府は「情報収集事態」「警戒事態」「施設敷地緊急事態」「全面緊急事態」の4区分を設定。

○これまで実施してきた防災対策を本計画に位置付けるもの

- 緊急事態区分※³に応じて緊急時モニタリング等の応急対策を実施
- 緊急時モニタリングの実測値に基づき、住民の避難や飲食物の摂取制限等の措置を実施

○新たに取り組むもの

- 原子力事業者は、緊急事態区分とその判断基準（EAL）^{イ-エ-エル}を防災業務計画に反映し、その区分に応じた防災対策を実施
⇒ [【今後の取組み】原子力事業者に対し、防災業務計画への反映を働きかけ](#)
- 住民避難時の汚染検査及び汚染があった場合の除染の実施
⇒ [【今後の取組み】汚染検査・除染の実施方法等について関係市町と協議し、市町避難計画への反映を働きかけ](#)

II その他（府の組織改編等）

- 府の組織名の変更
- 原子力規制委員会職員の職名変更

修正箇所

I 国の「原子力災害対策指針」等の修正を踏まえた修正

(1) 原子力災害対策重点区域の範囲

① 近畿大学原子力研究所の原子力災害対策重点区域を変更 p5～7

(2) 原子力災害対策重点区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施

① 4つの緊急事態区分「情報収集事態」「警戒事態」「施設敷地緊急事態」「全面緊急事態」を明記 p10

② 原子力事業者が緊急事態区分を判断するための基準（緊急時活動レベル：EAL^{イ-エ-エル}）の設定について追記 p10

③ 緊急時モニタリングの実測値に基づき、住民の避難や飲食物の摂取制限等の措置を実施 p10

(3) 原子力事業者の責務

① 原子力事業者は、EAL^{イ-エ-エル}を設定し、原子力事業者防災業務計画に反映することを追記 p16

(4) 府の組織の設置基準等

① 大阪府防災・危機管理警戒本部及び大阪府災害対策本部の設置基準に震度5弱以上の地震の発生等を明記 p18他

② 国がオフサイトセンターで開催する現地事故対策連絡会議への参画を明記 p19他

(5) 原子力災害医療体制

① 「初期被ばく医療機関」を「原子力災害医療協力機関」に修正 p22他

② 「二次被ばく医療機関」を「原子力災害拠点病院」に修正 p22他

③ 「三次被ばく医療機関」を「高度被ばく医療支援センター」「原子力災害医療・総合支援センター」に修正 p22他

④ 安定ヨウ素剤を速やかに服用するための事前の措置について追記 p22

(6) 原子力防災に関する知識の普及と啓発

① 普及・啓発事項に、住民避難時の汚染検査及び除染の場所・方法に関することを追記 p23

② 訓練の実施にあたっては、自然災害及び原子力災害の複合災害の発生を想定することを追記 p24

(7) 府・関係市町の活動体制の確立

① 国がオフサイトセンターで実施する緊急時モニタリング活動への要員の派遣について明記 p36

(8) 災害情報の収集伝達

① 情報収集事態及び警戒事態における原子力事業者からの連絡について追記 p42

(9) 緊急時モニタリングの実施

① 大阪府緊急時モニタリング計画（暫定版）の内容を反映 p50

(10) 防護措置の実施

① 緊急時モニタリングの実測値に基づき、住民の避難や飲食物の摂取制限等の措置を実施 p56,62

② 住民避難時の汚染検査及び除染の実施について追記 p59

(11) 指定避難所等の開設・運営

① 住民避難時の汚染検査及び除染の場所の管理・運営の留意点を追記 p60

II その他の修正（府の組織改編等）

(1) 組織改編等

① 府の組織に I R 推進局を追記 p15他

② 「地方放射線モニタリング対策官」を「上席放射線防災専門官」に修正 p17他